

# 総合的な相談体制の構築に関する庁内検討委員会（第2回）

## 次 第

（日 時）令和元年6月26日（水）午前10時から  
（場 所）前原暫定会議室

### 1 議題について

- (1) 包括化の基盤となる制度体系について（資料1）
- (2) 事業の実施主体及び運営主体について（資料2）
- (3) 包括化の推進拠点・機能について（資料3）
- (4) 包括的支援体制構築事業の他自治体における実施状況について（資料4）
- (5) その他

### 2 次回開催日程について

## 包括化の基盤となる制度体系について

総合的な相談体制の構築の検討に当たり、基盤となる制度体系を確認する。

## 1 制度体系の概要

相談支援の包括化に当たっては、以下の3つの体系がある。

類 型	基 盤	内 容
地域包括 ケアシス テム	地域包括支 援センター	地域包括支援センター等において、高齢者を対象とした総合的な相談支援が行われているが、地域の自主性や主体性に基づき、対象を高齢者から全世代・全対象に拡大する方向で、相談支援体制の包括化を推進する。
生活困窮 者自立支 援制度	生活困窮者 自立相談支 援機関	生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者相談窓口において、生活困窮者のみならず、高齢、障がい、子どもなど様々なケースについて、現行の連携を更に進める形で、全世代・全対象型の相談支援や他機関との連携を強化していくものである。
その他 地域福祉	新たな拠点 創設、既存 窓口活用等	特定の制度・枠組みを基盤とせず、地域における福祉ニーズや実情に応じて包括化を行う類型である。 地域包括支援センターや生活困窮者自立相談支援窓口以外の新たな拠点を位置付けて包括化を推進するものである。

## 2 検討の方向性

小金井市地域福祉計画において、「福祉総合相談窓口の整備については、生活困窮者自立支援法に基づき、平成27年度から実施している自立相談支援事業の体制を活用、拡充して進めます。」と記述されていることから、地域福祉計画に沿って、「生活困窮者自立支援制度」を包括化の基盤として検討を進める。

## 事業の実施主体及び運営主体について

総合的な相談体制における事業の実施主体及び運営主体について確認する。

## 1 事業の実施主体

包括的な支援体制の整備については、社会福祉法第106条の3において、「市町村は、(中略)体制を整備するよう努めるものとする」と規定されていることから、実施主体は市となる。

## 2 事業の運営主体

## (1) 運営方法

国が定める包括的支援体制構築事業の実施要領において、「本事業の全部又は一部を社会福祉法人やNPOなど、実施主体が適当と認める団体に委託することができるものとする」と記述されている。

現行の生活困窮者自立支援制度の運営は、社会福祉協議会へ委託している。地域福祉計画では、自立相談支援事業の体制を活用、拡充して進めることとされていることから、福祉総合相談窓口の運営についても、自立相談支援事業と同一の運営方法とすることが考えられる。

## (2) 委託先

事業を委託方式とする場合、以下の委託先が考えられる。

制度体系	委託先
地域包括ケアシステム	地域包括支援センター
生活困窮者自立支援制度	社会福祉協議会
その他地域福祉	社会福祉法人、NPO法人等

## 3 検討の方向性

実施主体は、市とする。

運営主体については、包括化の基盤として「生活困窮者自立支援制度」を採用し、生活困窮者自立相談支援事業の体制を活用、拡充して進める場合は、自立相談支援事業と同一となる社会福祉協議会へ委託するものとして検討する。

## 包括化の推進拠点・機能について

総合的な相談体制の構築に向け、包括的な支援体制の推進拠点・機能を検討する。

社会福祉法第106条の3に基づく市町村域における包括的な支援体制の整備については、国の指針や通知が示されている。

複合的で複雑な課題や制度の狭間にある課題等を受け止める相談支援体制を整備するため、国の指針・通知が示す取組内容を踏まえて、市の方向性を検討する。

No.	項目	拠点	内容	検討の方向性
1	支援関係機関によるチーム支援	<p>協働の中核を担う機能として、地域の実情に応じて協議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自立相談支援機関</li> <li>・ 地域包括支援センター</li> <li>・ 基幹相談支援センター</li> <li>・ 社会福祉協議会</li> <li>・ 社会福祉法人</li> <li>・ 医療法人、NPO</li> <li>・ 行政等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 複合的で複雑な課題の解決のためには、市町村域における支援関係機関等で支援チームを編成し、多機関が協働して支援する。</li> <li>・ その際、既知の関係者のみならず、本人の意思やニーズに応じて新たな支援者を巻き込みながら、分野横断的な関係者の「顔の見える」関係（ネットワーク）を広げていくことが重要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 複合的で複雑な課題の解決に向けて、協働の中核を担う機能は、生活困窮者自立相談支援機関とする。</li> <li>・ 当該機関に支援チームの中核となる専門職を配置し、関係機関とのネットワークの構築や拡大を進める。</li> </ul>

No.	項 目	拠 点	内 容	検討の方向性
2	支援に関する協議及び検討の場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ケア会議など既存機能の拡充</li> <li>・協働の中核を担う機関の職員が既存の場に向いて参加</li> <li>・新たな場の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援チームによる個別事案の検討については、協議や検討の場、コーディネート機能の機能を担う人が複数存在しているが、その必要性や役割・機能を整理し、システムとして再構築していく視点が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の生活困窮者自立支援制度に基づく支援調整会議を活用・拡充し、複合的な課題解決に向けて以下の項目を検討する会議を地域福祉課が招集・開催する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別事案の支援内容検討</li> <li>・関係機関との連絡調整、役割分担</li> </ul> </li> </ul>
3	支援を必要とする者の早期把握	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複合的で複雑な課題がある場合、地域から孤立していたり、複合的で複雑な課題ゆえに相談先が分からないという状況に置かれていることが考えられるため、「待ちの姿勢」ではなく、関係機関と連携し、対象者を早期かつ積極的に把握し、支援につなげることができる体制を構築する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活困窮者自立相談支援機関に配置する支援員が関係機関と連携し、アウトリーチも含めた早期かつ積極的な支援を行う。</li> <li>・当該支援機関においては、地域福祉コーディネーターとの密接な連携または兼務職員の配置、ひきこもり支援窓口を併設する。</li> </ul>
4	地域住民等との連携	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複合的で複雑な課題を抱えた者への支援に当たっては、公的制度による専門的な支援のみならず、地域住民相互の支え合いも重要であり、地域住民・ボランティアとの協働も求められる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中核を担う生活困窮者自立相談支援機関において、ボランティア・市民活動センターとの密接な連携体制を構築する。</li> <li>・生活困窮者自立相談支援機関が設置されている社会福祉協議会において、地域福祉活動との連携を進める。</li> </ul>

## 包括的支援体制構築事業の他自治体における実施状況について

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業について、平成30年度における全国の実施状況は以下のとおりである。

厚生労働省の「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（第1回、令和元年5月16日開催）」で示された公表資料から抜粋したものである。

## 1 実施予定自治体数 151自治体

（多摩26市）八王子市、調布市、国立市、狛江市

## 2 委託の状況

## (1) 委託の有無

委託71% 直営29%

## (2) 委託先の種別

社会福祉協議会73% 社会福祉法人9%

医療法人7% 一般社団法人6%

NPO法人2% その他3%

## 3 相談支援包括化推進員の配置状況

## (1) 配置場所

社会福祉協議会43% 役所27%

地域包括支援センター17% 自立相談支援機関16%

公民館5% 障害者相談支援事業所5%

法人事業所3% 子育て支援センター2% その他4%

（注）複数の場所に配置する自治体があるため合計は100%を超える。

## (2) 配置人数

（人口規模10～20万人の17自治体）

1人4自治体 2人8自治体 3～4人4自治体 5～9人1自治体